

相続・遺言・贈与・後見 料金表

※ この表にない手続の費用は、個別に見積りをいたします。

| | 手 続 | ✓ | 基本報酬（税込） | 追加報酬（税込）・割引等 | 実 費 |
|----------|---|---|---|--|---|
| 相続プラン | 遺産整理ライトプラン （相続関係調査、不動産登記、預貯金解約等） | | 165,000円～ ※相続財産の価額が 1,000万円以下 | 別紙参照 | 実費はご依頼内容により異なります。見積書をご参照ください。 例 ・戸籍等取得費用 ・不動産調査費用 ・謄本取得費用 ・登録免許税 ・金融機関手数料 ・郵便代 ・交通費 |
| | 遺産整理プラン （相続関係調査、不動産登記、預貯金解約等） | | 275,000円～ ※相続財産の価額から計算 | 別紙参照 | |
| | 相続登記ライトプラン | | 55,000円～ ※相続人1名の法定相続 | 別紙参照 | |
| | 相続登記プラン | | 110,000円～ | 別紙参照 | |
| 相続財産調査 | 相続債務調査 （3つの信用情報機関の情報取得支援） | | 33,000円 | | ・小為替代3,300円 ・郵便代 |
| | 被相続人が経営していた会社・法人の財産調査 | | 法人税申告書および添付書類の調査費用として55,000円 | 不動産および金融資産の調査が必要になる場合には、別途相続不動産調査および相続金融資産調査の報酬が発生 | ・会社登記事項証明書取得費用 ・相続不動産調査の実費 ・相続金融資産調査の実費 |
| | 公証役場での遺言調査 | | 5,500円 | | 謄本取得費用数百円～数千円 |
| | 証券保管振替機構への調査 | | 5,500円 | | ・開示手数料数千円～ ・郵便代 |
| | 財産目録の作成 （遺産分割協議書案の作成をご依頼いただいた場合には無料） | | 11,000円 （遺産の数が4個以下） | 遺産の数が5個以上の場合は1個につき1,100円を加算 | |
| 法定相続情報証明 | 申出書 | | 5,500円 | 必要な一覧図2通目以降、1通追加につき1,100円を加算 | |
| | 一覧図 | | 5,500円×相続人の人数 | | 郵便代実費 |
| | 関連資料の収集 | | ・戸籍・住民票・・・1通につき3,300円（お客様が取得された戸籍・住民票の確認・・・1通につき1,100円）電話等での取得戸籍案内・・・1通につき2,200円） | | 各種資料の取得実費 |
| | 再交付申出 | | 16,500円 | 必要な一覧図2通目以降、1通追加につき1,100円を加算 | ※以前に当事務所にて交付を受けている場合のみ |
| 出張関連 | 出張の日当・旅費・宿泊費 | | 11,000円 （移動時間を含めて3時間以内） | 3時間以降は1時間区切りで5,500円を加算 上限は1日あたり44,000円 | |
| 相談 | 面談による相談料 | | 5,500円 （30分以内） | 30分以降は30分区切りで5,500円を加算 | |

| | 手 続 | ✓ | 基本報酬（税込） | 追加報酬（税込）・割引等 | 実 費 |
|------------------------------|----------------------------------|--------------------------|--|---|--|
| スピード対応 | スピード加算 | | 22,000円～ （手続期間などに応じて個別見積り） ※手続完了までの期限が決まっている場合の追加オプション | | |
| | 配偶者居住権の設定 | | 55,000円～ ※遺産整理プラン及び相続登記プランの追加オプション | | |
| | 遺産の分割案のご提案 | | 165,000円～ （財産、相続人の数など内容に応じて個別見積り） ※遺産整理プランの追加オプション | | |
| | 遺産分割協議への協力要請文書（メール）・説明文書（メール）の作成 | 普通郵便またはメール | 33,000円～ | 相手方1名・1通につき3,300円 | |
| | | 内容証明郵便 | 55,000円～ | 相手方1名・1通につき5,500円 | |
| | 遺産分割調停に関する書類の作成 | 申立書 | 遺産（積極財産のみ）の評価額の0.22%（最低55,000円） | | <ul style="list-style-type: none"> 被相続人1人につき収入印紙1,200円程度 切手代数千円程度 遺産の鑑定費用 |
| | | 準備書面等 | 1ページ5,500円（最低11,000円） | | |
| | 遺産分割審判に関する書類の作成 | 申立書 | 遺産（積極財産のみ）の評価額の0.44%（最低110,000円） | | <ul style="list-style-type: none"> 被相続人1人につき収入印紙1,200円程度 切手代数千円程度 遺産の鑑定費用 |
| | | 準備書面等 | 1ページ11,000円（最低22,000円） | | |
| | 強制執行に関する書類の作成 | | 1件の開始から終了まで11万円 | | <ul style="list-style-type: none"> 差押え対象に応じて1万円～ 切手数千円程度 |
| | 相続分の譲渡 | 無償譲渡 | 44,000円（譲受人1名・譲渡人1名） | <ul style="list-style-type: none"> 譲受人が複数の場合、1名追加につき22,000円を加算 譲受人が第三者（相続人以外）の場合、1名につき5,500円を加算 相続人通知を内容証明で行う場合、1先につき5,500円を加算 | |
| | | 有償譲渡 | 66,000円（譲受人1名・譲渡人1名） | <ul style="list-style-type: none"> 譲受人が複数の場合、1名追加につき33,000円を加算 譲受人が第三者（相続人以外）の場合、1名につき5,500円を加算 相続人通知を内容証明で行う場合、1先につき5,500円を加算 | |
| | 未登記建物の所有権保存登記 | | 22,000円（1申請、2物件以下、3,000万円未満） ※複数の登記申請が必要な場合には、申請ごとに基本報酬・追加報酬を計算 | <ul style="list-style-type: none"> 物件の数が3個以上の場合には1物件につき1,100円を加算 不動産の評価額が3,000万円以上の場合は1,000万円区切りで3,300円を加算 | <ul style="list-style-type: none"> 登録免許税 郵便代 |
| 銀行・証券会社を通さずに行う有価証券の換金・名義変更支援 | | 55,000円～（1社、残高3,000万円未満） | 残高3,000万円以上の場合は1,000万円区切りで3,300円を加算 | 交通費別途 | |
| 貸金庫の解約支援 | | 55,000円（1金融機関1支店） | 1支店追加ごとに5,500円を加算 | | |

| | 手 続 | ✓ | 基本報酬（税込） | 追加報酬（税込）・割引等 | 実 費 |
|-------------|--|---|---|--|---|
| 名義変更 | 生命保険金の請求手続支援 | | 1請求につき11万円～ （個別見積） | | 交通費別途 |
| | 自動車の所有権移転登録 | | 33,000円 （自動車1台、仙台市の場合） | | 1,000円程度 交通費別途 ※行政書士法人で手続を行う。 |
| | 自動車のナンバー変更 | | 11,000円 （自動車1台、仙台市の場合） | | 2,000円程度 交通費別途 ※行政書士法人で手続を行う。 |
| | 車庫証明書の取得 | | 33,000円 （車庫1ヶ所、仙台市の場合） | | 3,000円程度 交通費別途 ※行政書士法人で手続を行う。 |
| | 関連資料の収集 | | ・戸籍・住民票・登記されていないことの証明書・・・1通につき3,300円（お客様が取得された戸籍・住民票の確認・・・1通につき1,100円 電話等での取得戸籍案内・・・1通につき2,200円） ・不動産の資料・・・1市町村2物件以下5,500円（1物件追加につき2,750円を加算） ・金融資産の資料・・・1金融機関1支店あたり16,500円 | | 各種資料の取得実費 |
| 住所変更 | 住所・氏名変更の登記 | | 11,000円 （1申請、1物件以下） | 物件の数が2個以上の場合には1物件につき1,100円を加算 | ・登録免許税として、1物件につき1,000円 |
| | 関連資料の収集 | | ・戸籍・住民票・・・1通につき3,300円（お客様が取得された戸籍・住民票の確認・・・1通につき1,100円 電話等での取得戸籍案内・・・1通につき2,200円） ・不動産の資料・・・1筆につき1,100円 | | 各種資料の取得実費 |
| 代理人選任・不在者関連 | 特別代理人選任審判に関する書類の作成 | | 11万円 （1件、管理・処分予定の積極財産の評価額3,000万円未満） | 管理・処分予定の積極財産が3,000万円以上の場合は1,000万円区切りで3,300円を加算 | ・子1人につき収入印紙800円 ・切手代数百円程度 ・予納金が必要な場合あり |
| | 特別代理人就任 （未成年者が行う親権者との利益相反行為に関するものに限る） | | 27,500円 （特別代理人1名、管理・処分予定の積極財産の評価額3,000万円未満） | 管理・処分予定の積極財産が3,000万円以上の場合は1,000万円区切りで1,650円を加算 | |
| | 未成年後見人選任審判に関する書類の作成 | | 165,000円 （1件、管理・処分予定の積極財産の評価額3,000万円未満） | 管理・処分予定の積極財産が3,000万円以上の場合は1,000万円区切りで3,300円を加算 | ・子1人につき収入印紙800円 ・切手代数百円程度 ・予納金が必要な場合あり |
| | 不在者財産管理人選任審判に関する書類の作成 | | 165,000円 （1件、管理・処分予定の積極財産の評価額3,000万円未満） | 管理・処分予定の積極財産が3,000万円以上の場合は1,000万円区切りで3,300円を加算 | ・収入印紙800円 ・切手代数百円程度 ・予納金が必要な場合あり |
| | 不在者財産管理人の権限外行為許可審判に関する書類の作成 | | 55,000円 （1件、管理・処分予定の積極財産の評価額3,000万円未満） | 管理・処分予定の積極財産が3,000万円以上の場合は1,000万円区切りで3,300円を加算 | ・収入印紙800円 ・切手代数百円程度 |
| | 失踪宣告の審判に関する書類の作成 | | 11万円 | | ・収入印紙800円 ・切手代数百円程度 ・その他の調査実費が必要になる場合あり |
| | 関連資料の収集 | | ・戸籍・住民票・登記されていないことの証明書・・・1通につき3,300円（お客様が取得された戸籍・住民票の確認・・・1通につき1,100円 電話等での取得戸籍案内・・・1通につき2,200円） ・不動産の資料・・・1市町村2物件以下5,500円（1物件追加につき2,750円を加算） ・金融資産の資料・・・1金融機関1支店あたり16,500円 | | 各種資料の取得実費 |
| | | | ライトプラン | 1件につき16,500円 | 熟慮期間の残り日数に応じて加算の場合あり |

| 手 続 | ✓ | 基本報酬 (税込) | | 追加報酬 (税込) ・ 割引等 | 実 費 |
|---|---|--|---|---|--|
| 相続放棄に関する書類の作成 (定型) | | ベーシックプラン | 1件につき 44,000円 | | |
| | | フルサポートプラン | 1件につき 55,000円 | | |
| 相続放棄に関する書類の作成 (定型外) | | ベーシックプラン | 1件につき 99,000円～ (内容に応じて 個別見積り) | 2名以上まとめてご依頼いただく場合には1割引 ※ただし、条件あり 熟慮期間の残り日数に応じて 加算の場合あり | <ul style="list-style-type: none"> ・ 申述1件につき収入印紙800円～950円 ・ 切手代数百円程度 |
| | | フルサポートプラン | 1件につき 110,000円～ (内容に応じて 個別見積り) | | |
| 限定承認に関する書類の作成・弁済までの財産管理代行 | | 遺産 (積極財産のみ) の評価額が3,000万円未満 | 遺産 (積極財産のみ) の評価額の2.2% (最低33万円) | 債務弁済後の残余財産についての相続手続報酬・実費は別途発生 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 収入印紙800円程度 ・ 切手代数千円程度 ・ 必要な場合には遺産の鑑定費用 ・ 上記の他、官報公告費用や内容証明郵便の郵送料などが 必要 |
| | | 遺産 (積極財産のみ) の評価額が3,000万円以上1億円未満 | 33万円 + 遺産 (積極財産のみ) の評価額の1.1% | | |
| | | 遺産 (積極財産のみ) の評価額が1億円以上 | 88万円 + 遺産 (積極財産のみ) の評価額の0.55% | | |
| 熟慮期間仲長の審判に関する書類の作成 | | 定型 | 1件につき 55,000円 | | <ul style="list-style-type: none"> ・ 相続人1人につき収入印紙800円 ・ 切手代数百円程度 |
| | | 定型外 | 1件につき 77,000円 | | |
| 既に相続財産を処分してしまっている場合の加算 (相続放棄、限定承認、熟慮期間仲長) | | 相続放棄等の各手続の報酬の他、1事件ごとに着手金11万円を加算 | | | |
| 相続放棄、限定承認、熟慮期間仲長の却下に対する抗告審における書類の作成 | | 着手金11万円 | | 成功報酬11万円 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 印紙代、切手代等 |
| 相続放棄受理証明書取得 (利害関係人) | | 相続放棄の有無照会 | 1申請につき 16,500円 | 2人以上は1人につき1,100円加算 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 切手代数百円程度 |
| | | 相続放棄受理証明書取得 | 1件につき 5,500円 | | |
| 関連資料の収集 | | <ul style="list-style-type: none"> ・ 戸籍・住民票・登記されていないことの証明書・・・1通につき3,300円 (お客様が取得された戸籍・住民票の確認・・・1通につき1,100円 電話等での取得戸籍案内・・・1通につき2,200円) ・ 不動産の資料・・・1市町村2物件以下5,500円 (1物件追加につき2,750円を加算) ・ 金融資産の資料・・・1金融機関1支店あたり16,500円 | | | 各種資料の取得実費 |
| 相続財産管理人選任審判に関する書類の作成 | | 11万円 (1件、管理・処分予定の積極財産の評価額3,000万円未満) | | 管理・処分予定の積極財産が3,000万円以上の場合は1,000万円区切りで3,300円を加算 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 収入印紙800円 ・ 切手代数千円程度 ・ 官報公告費用数万円程度 ・ 予納金が必要な場合あり |
| | | 遺産 (積極財産のみ) の評価額が3,000万円未満 | 遺産 (積極財産のみ) の評価額の2.2% (最低33万円) | | |

相続放棄・限定承認

| | 手 続 | ✓ | 基本報酬（税込） | | 追加報酬（税込）・割引等 | 実 費 | |
|---------------------|---|------------|---|--|---|---|--|
| 相続人不存在・特別縁故者への財産分与 | 相続財産管理人就任 （あくまでも当事務所の基準。最終的な報酬額は家庭裁判所が決定。） | | 遺産（積極財産のみ）の評価額が3,000万円以上1億円未満 | 33万円 ＋ 遺産（積極財産のみ）の評価額の1.1% | | ・官報公告費用数万円程度 ・事務内容に応じて発生 | |
| | | | 遺産（積極財産のみ）の評価額が1億円以上 | 88万円 ＋ 遺産（積極財産のみ）の評価額の0.55% | | | |
| | | | 上記にかかわらず、競売のみが目的であり、管理業務がすぐに終了する見込みの場合 | 11万円 | | ・官報公告費用数万円程度 ・事務内容に応じて発生 | |
| | 特別縁故者に対する相続財産分与審判に関する書類作成 | | 着手金11万円 | | 成功報酬として、取得した遺産（積極財産のみ）の評価額の2.2%（最低22万円） | ・収入印紙800円 ・切手代数百円程度 | |
| | 関連資料の収集 | | <ul style="list-style-type: none"> ・戸籍・住民票・登記されていないことの証明書・・・1通につき3,300円（お客様が取得された戸籍・住民票の確認・・・1通につき1,100円 電話等での取得戸籍案内・・・1通につき2,200円） ・不動産の資料・・・1市町村2物件以下5,500円（1物件追加につき2,750円を加算） ・金融資産の資料・・・1金融機関1支店あたり16,500円 | | | 各種資料の取得実費 | |
| 海外関係 | 海外在住者の手続の追加手数料 （実体法および手続法の両方に日本法が適用される場合に限る） | | 海外在住者1名につき22,000円～ | | | ・交通費 ・通信費 ・翻訳会社に支払う翻訳料 | |
| | 海外の法律が適用される場合の追加手数料 | | 個別見積り | | | ・交通費 ・通信費 ・翻訳会社に支払う翻訳料 | |
| 在監者 | 在監者の手続の追加手数料 | | 在監者1名につき22,000円～ | | | ・交通費 | |
| 担保権の抹消 | 担保権の抹消登記 | | 16,500円 （1申請、1物件、1担保権） ※複数の登記申請が必要な場合には、申請ごとに基本報酬・追加報酬を計算 | | 物件の数が2個以上の場合には1物件につき1,100円を加算 | ・登録免許税として、1物件につき1,000円 ・登記簿等の取得につき、不動産数に応じて数千円～数万円 | |
| | 休眠担保権の抹消登記 | | 11万円～ （1申請、1物件、1担保権） ※複数の登記申請が必要な場合には、申請ごとに基本報酬・追加報酬を計算 | | 物件の数が2個以上の場合には1物件につき1,100円を加算 | ・登録免許税として、1物件につき1,000円 ・被担保債権の弁済費用 | |
| | 完了後登記簿取得 | | 1筆につき1,100円 | | | 1筆につき480円 | |
| | 休眠担保権抹消への協力要請文書（メール）・説明文書（メール）の作成 | 普通郵便またはメール | | 33,000円～ | | 相手方1名・1通につき5,500円 | |
| | | 内容証明郵便 | | 55,000円～ | | 相手方1名・1通につき11,000円 | |
| 休眠担保権の抹消の前提としての訴訟提起 | | 11万円 | | <ul style="list-style-type: none"> ・被告が複数の場合には1名につき5,500円 ・付郵便送達1件につき55,000円 ・公示送達1件につき110,000円 | ・収入印紙（事案により異なる） ・切手代数千円～ | | |

| 手 続 | ✓ | 基本報酬（税込） | 追加報酬（税込）・割引等 | 実 費 |
|--------------------|---------|---|--------------|--|
| 相続による担保権の 移転登記 | | 33,000円 （1申請、1物件、1担保権） ※複数の登記申請が必要な場合には、申請ごとに基本報酬・追加報酬を計算 | | ・登録免許税として、債権額の1,000分1（0.1%） ・登記簿等の取得につき、不動産数に応じて数千円～数万円 |
| 抵当権抹消書類の収集 | | 5,500円～ （金融機関、書類など内容に応じて個別見積り） | | 各種資料の取得実費 |
| 関連資料の収集 | | ・戸籍・住民票・・・1通につき3,300円（お客様が取得された戸籍・住民票の確認・・・1通につき1,100円 電話等での取得戸籍案内・・・1通につき2,200円） ・不動産の資料・・・1筆につき1,100円 | | 各種資料の取得実費 |
| 内容証明郵便作成・発送 | | 1通につき22,000円 | | 1通につき2,000円程度 |
| 遺留分減殺請求訴訟に関する書類の作成 | 訴状 | 遺産（積極財産のみ）の評価額の0.44% （最低11万円） | | ・収入印紙（事案により異なる） ・切手代数千円～ |
| | 準備書面等 | 1ページ11,000円（最低22,000円） | | |
| 強制執行に関する書類の作成 | | 1件の開始から終了まで11万円 | | ・差押え対象により1万円～ ・切手数千円程度 |
| 関連資料の収集 | | ・戸籍・住民票・登記されていないことの証明書・・・1通につき3,300円（お客様が取得された戸籍・住民票の確認・・・1通につき1,100円 電話等での取得戸籍案内・・・1通につき2,200円） ・不動産の資料・・・1市町村2物件以下5,500円（1物件追加につき2,750円を加算） ・金融資産の資料・・・1金融機関1支店あたり16,500円 | | 各種資料の取得実費 |
| 公正証書遺言作成 | 定型プラン | 遺産（積極財産のみ）の評価額の0.11% （最低88,000円） | | ・相続人調査費用（戸籍収集等） ・公証人に対する手数料（遺言の内容に応じて数万円～） |
| | こだわりプラン | 遺産（積極財産のみ）の評価額の0.275% （最低220,000円） | | |
| 自筆証書遺言作成 | 定型プラン | 遺産（積極財産のみ）の評価額の0.22% （最低165,000円） | | ・相続人調査費用（戸籍収集等） |
| | こだわりプラン | 遺産（積極財産のみ）の評価額の0.55% （最低275,000円） | | |
| 秘密証書遺言作成 | 定型プラン | 遺産（積極財産のみ）の評価額の0.22% （最低165,000円） | | ・相続人調査費用（戸籍収集等） ・公証人に対する手数料11,000円 |
| | こだわりプラン | 遺産（積極財産のみ）の評価額の0.55% （最低275,000円） | | |

遺留分減殺請求

| 手 続 | ✓ | 基本報酬（税込） | | 追加報酬（税込）・割引等 | 実 費 |
|------------------------------|---|---|-------------------------------|---------------------------|---|
| 遺言の変更 | | 新規作成と同様 | | | 新規作成と同様の実費が発生 |
| 関連資料の収集 | | <ul style="list-style-type: none"> ・戸籍・住民票・登記されていないことの証明書・・・1通につき3,300円（お客様が取得された戸籍・住民票の確認・・・1通につき1,100円 電話等での取得戸籍案内・・・1通につき2,200円） ・不動産の資料・・・1市町村2物件以下5,500円（1物件追加につき2,750円を加算） ・金融資産の資料・・・1金融機関1支店あたり16,500円 | | | 各種資料の取得実費 |
| 遺言の証人・立会人 | | 証人または立会人1名につき11,000円 | | | ・交通費、旅費 |
| 自筆証書遺言・秘密証書遺言の検認に関する書類の作成 | | 55,000円 | | | ・収入印紙800円 ・切手代数百円程度 |
| 危急時遺言の確認に関する書類の作成 | | 55,000円 | | | ・収入印紙800円 ・切手代数百円程度 |
| 遺言執行者選任審判に関する書類の作成 | | 55,000円 | | | ・収入印紙800円 ・切手代数百円程度 |
| 尊厳死宣言公正証書作成 | | 定型プラン | 55,000円 | 遺言公正証書と同時に作成の場合は22,000円引き | <ul style="list-style-type: none"> ・戸籍収集等費用 ・公証人に対する手数料13,000円～ |
| | | こだわりプラン | 110,000円～ | | |
| 遺言執行（遺言執行者としての事務遂行・遺言執行者の代理） | | 遺産（積極財産のみ）の評価額が3,000万円以下 | 遺産（積極財産のみ）の評価額の2.2%（最低33万円） | 別紙参照 | <ul style="list-style-type: none"> ・各種資料の取得実費、交通費、振込手数料等、遺言執行に要する実費 |
| | | 遺産（積極財産のみ）の評価額が3,000万円を超え1億円以下 | 33万円 + 遺産（積極財産のみ）の評価額の1.1% | 別紙参照 | |
| | | 遺産（積極財産のみ）の評価額が1億円超 | 88万円 + 遺産（積極財産のみ）の評価額の0.55% | 別紙参照 | |
| 信託の設計、信託契約書の作成 | | 財産（積極財産のみ）の評価額が5,000万円未満 | 財産（積極財産のみ）の評価額の1.1%（最低33万円） | | <ul style="list-style-type: none"> ・印紙税200円～ ・公正証書にて作成する場合には、公証役場の手数料 |
| | | 財産（積極財産のみ）の評価額が5,000万円以上1億円未満 | 27.5万円 + 財産（積極財産のみ）の評価額の0.55% | | |
| | | 財産（積極財産のみ）の評価額が1億円以上 | 55万円 + 財産（積極財産のみ）の評価額の0.275% | | |
| 受託者法人の設立 | | 合同会社の設立 | 55,000円～ | 社員数、資本金の額、定款の内容等により加算あり | <ul style="list-style-type: none"> ・登録免許税として6万円～ ・登記事項証明書、印鑑証明書等の取得の実費 |
| | | 一般社団法人の設立 | 66,000円～ | 社員数、役員数、定款の内容等により加算あり | <ul style="list-style-type: none"> ・公証役場の定款認証等の手数料として5万2,000円 ・登録免許税として6万円 ・登記事項証明書、印鑑証明書等の取得の実費 |

遺言書作成・遺言執行

家族信託

| | 手 続 | ✓ | 基本報酬（税込） | | 追加報酬（税込）・割引等 | 実 費 |
|----------|--------------------|----------|--|-------------------------------|--|--|
| ・民事信託 | 不動産の信託に伴う所有権移転登記手続 | | 11万円 (1申請、2物件以下、3,000万円未満) ※複数の登記申請が必要な場合には、申請ごとに基本報酬・追加報酬を計算 | | <ul style="list-style-type: none"> 物件の数が3個以上の場合には1物件につき1,100円を加算 不動産の評価額が3,000万円以上の場合は1,000万円区切りで3,300円を加算 | <ul style="list-style-type: none"> 登録免許税として、不動産の固定資産評価額の1,000分の4 (0.4%) ただし、土地については1,000分の3 (0.3%) |
| | 関連資料の収集 | | <ul style="list-style-type: none"> 戸籍・住民票・登記されていないことの証明書・・・1通につき3,300円 (お客様が取得された戸籍・住民票の確認・・・1通につき1,100円 電話等での取得戸籍案内・・・1通につき2,200円) 不動産の資料・・・1市町村2物件以下5,500円 (1物件追加につき2,750円を加算) 金融資産の資料・・・1金融機関1支店あたり16,500円 | | | 各種資料の取得実費 |
| 生前贈与 | 生前贈与の登記 | | 定型プラン | 88,000円 (1申請、2物件以下) | 物件の数が3個以上の場合には1物件につき1,100円を加算 | <ul style="list-style-type: none"> 登録免許税として、不動産の固定資産評価額の1,000分の20 (2%) 印紙税200円 登記簿等の取得につき、不動産数に応じて数千円～数万円 |
| | | | 負担付贈与プラン | 132,000円 (1申請、2物件以下) | 物件の数が3個以上の場合には1物件につき1,100円を加算 | <ul style="list-style-type: none"> 登録免許税として、不動産の固定資産評価額の1,000分の20 (2%) 印紙税200円 登記簿等の取得につき、不動産数に応じて数千円～数万円 |
| | | | 贈与コンサルティング | 110,000円～ (対象財産などにより個別見積り) | 登記が必要な場合は、各プラン料金が必要となります。 | |
| | 関連資料の収集 | | <ul style="list-style-type: none"> 戸籍・住民票・登記されていないことの証明書・・・1通につき3,300円 (お客様が取得された戸籍・住民票の確認・・・1通につき1,100円 電話等での取得戸籍案内・・・1通につき2,200円) 不動産の資料・・・1市町村2物件以下5,500円 (1物件追加につき2,750円を加算) 金融資産の資料・・・1金融機関1支店あたり16,500円 | | | 各種資料の取得実費 |
| 本人確認情報作成 | | 44,000円～ | | | 各種資料の取得実費 | |
| 法定後見 | 後見開始の審判に関する書類の作成 | | 220,000円 (1件、管理・処分予定の積極財産の評価額3,000万円未満) | | 管理・処分予定の積極財産が3,000万円以上の場合は1,000万円区切りで3,300円を加算 | <ul style="list-style-type: none"> 実費1万円程度 別途鑑定料 |
| | 保佐開始の審判に関する書類の作成 | | 220,000円 (1件、管理・処分予定の積極財産の評価額3,000万円未満) | | 管理・処分予定の積極財産が3,000万円以上の場合は1,000万円区切りで3,300円を加算 | <ul style="list-style-type: none"> 実費1万円程度 別途鑑定料 |
| | 補助開始の審判に関する書類の作成 | | 220,000円 (1件、管理・処分予定の積極財産の評価額3,000万円未満) | | 管理・処分予定の積極財産が3,000万円以上の場合は1,000万円区切りで3,300円を加算 | <ul style="list-style-type: none"> 実費1万円程度 別途鑑定料 |

| | 手 続 | ✓ | 基本報酬（税込） | 追加報酬（税込）・割引等 | 実 費 | |
|---------------------|-----------------------------|--|---|--|--|--------------|
| （後見・保佐・補助） | 関連資料の収集 | | ・戸籍・住民票・登記されていないことの証明書・・・1通につき3,300円（お客様が取得された戸籍・住民票の確認・・・1通につき1,100円 電話等での取得戸籍案内・・・1通につき2,200円） ・不動産の資料・・・1市町村2物件以下5,500円（1物件追加につき2,750円を加算） ・金融資産の資料・・・1金融機関1支店あたり16,500円 | | 各種資料の取得実費 | |
| | 後見等開始の審判前の保全処分申立てに関する書類の作成 | | 着手金11万円 | 成功報酬11万円 | ・実費1万円程度 ・予納金が必要な場合あり | |
| | 居住用不動産処分の許可審判に関する書類の作成 | | 165,000円～ （1件、処分予定の不動産の評価額3,000万円未満） | 処分予定の不動産の評価額が3,000万円以上の場合は1,000万円区切りで3,300円を加算 | ・収入印紙800円 ・切手代数百円程度 | |
| 任意後見・財産管理 | 任意後見契約書の作成 | | 11万円 | | ・公証人に対する手数料11,000円 ・登記囑託手数料1,400円 ・登記印紙4,000円 ・添付書類取得 数千円 ・契約書の謄本等取得 数千円 | |
| | 財産管理契約書の作成 | | 11万円 | | ・公正証書にて作成する場合には、公証役場の手数料 | |
| | 任意後見監督人選任の審判に関する書類の作成 | | 220,000円 （1件、管理・処分予定の積極財産の評価額3,000万円未満） | 管理・処分予定の積極財産が3,000万円以上の場合は1,000万円区切りで3,300円を加算 | ・実費1万円程度 ・別途鑑定料 | |
| | 関連資料の収集 | | ・戸籍・住民票・登記されていないことの証明書・・・1通につき3,300円（お客様が取得された戸籍・住民票の確認・・・1通につき1,100円 電話等での取得戸籍案内・・・1通につき2,200円） ・不動産の資料・・・1市町村2物件以下5,500円（1物件追加につき2,750円を加算） ・金融資産の資料・・・1金融機関1支店あたり16,500円 | | 各種資料の取得実費 | |
| | 任意後見人・任意財産管理人としての財産管理事務 | 積極財産の評価額3,000万円未満 | | 月額33,000円 | | ・交通費 ・通信費 |
| | | 積極財産の評価額6,000万円未満 | | 月額44,000円 | | |
| | | 積極財産の評価額1億円未満 | | 月額55,000円 | | |
| | | 積極財産の評価額1億円以上 | | 月額の最低額を55,000円とし、1億円を超える部分につき1億円毎に11,000円を加算 | | |
| | 銀行、信金、郵便局等との取引（日常的な入出金を除く。） | | 1取引につき22,000円 | | | |
| | 保険会社、証券会社との取引 | | 1取引につき22,000円 | | | |
| 管理会社のない不動産の管理 | | 1ヶ所につき月額22,000円 | | | | |
| 管理会社のある不動産の管理 | | 1ヶ所につき月額の最低額を5,500円とし、10室を超える部分につき10室毎に5,500円を加算 | | | | |
| 不動産に関する売買または請負契約の締結 | 契約価額1,000万円未満 | | 11万円 | | | |
| | 契約価額1億円未満 | | 契約価額の1.1% | | | |

| 手 続 | ✓ | 基本報酬（税込） | | 追加報酬（税込）・割引等 | 実 費 |
|------------------------------|-----------------|--|-----------------------------|--------------|---|
| | | 契約価額1億円以上 | 55万円 ＋ 契約価額の 0.55% | | |
| 賃貸借契約、管理契約等、不動産に関する継続的な契約の締結 | | 賃料、管理料等の月額費用の2ヶ月分（最低55,000円） | | | |
| 有料老人ホーム、介護施設等の入所事務 | | 入居一時金がある場合 | 入居一時金の1.1%（最低22万円） | | |
| | | 入居一時金がない場合 | 月額利用料の1ヶ月分 | | |
| 医療、介護、福祉サービスの契約の締結 | | 1件につき22,000円 | | | |
| 入退院の事務 | | 1回の入退院につき27,500円 | | | |
| 金銭消費貸借または担保権設定契約の締結 | | 契約価額1,000万円未満 | 55,000円 | | |
| | | 契約価額1,000万円以上 | 契約価額の0.55% | | |
| 相続・後見・贈与等、本料金表に記載された各種手続 | | 本料金表に記載された報酬額 | | | |
| 上記以外の事務 | | 事務を行うために要した時間に応じて、1時間につき5,500円 | | | |
| 継続的見守り | 継続的見守り契約書の作成 | 11万円 | | | <ul style="list-style-type: none"> 公証人に対する手数料 11,000円 添付書類取得 数千円 契約書の謄本等取得 数千円 |
| | 死後事務委任契約書の作成 | 11万円 | | | <ul style="list-style-type: none"> 公証人に対する手数料 11,000円 添付書類取得 数千円 契約書の謄本等取得 数千円 |
| 死後事務 | 死後事務受任者としての死後事務 | ご要望内容に応じて個別見積り | | | |
| | 関連資料の収集 | <ul style="list-style-type: none"> 戸籍・住民票・登記されていないことの証明書・・・1通につき3,300円（お客様が取得された戸籍・住民票の確認・・・1通につき1,100円 電話等での取得戸籍案内・・・1通につき2,200円） 不動産の資料・・・1市町村2物件以下5,500円（1物件追加につき2,750円を加算） 金融資産の資料・・・1金融機関1支店あたり16,500円 | | | 各種資料の取得実費 |